✿給食おかず代の補助のお知らせ（実費徴収等に係る補足給付）✿

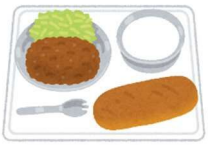

「幼児教育・保育の無償化」に伴い、一部の世帯について副食費（おかず代）の負担軽減策が実施されます（月額上限 4,900 円）。
愛知県内の私立幼稚園（子ども・子育て支援新制度に移行した園を除く。）に通う園児のいる世帯で該当される方につきましては、是非ご利用ください。

どうしたらもらえるの？

➡次の①～④のいずれか一つでも該当する世帯が対象です。

① 年収 360 万円未満相当世帯（市町村民税所得割額が 77,100 円以下の世帯※）
② 小学校３年生から数えて第３子以降の子どもがおり、かつその子どもが幼稚園に通っている世帯（第１子及び第２子の副食費は対象外）
③ 生活保護世帯（要証明）
④ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者又は里親に委託されている園児の保護者（要証明）

どのくらいの金額がもらえるの？

➡年間の在園月数に応じて、おかず代として実際にかかった費用です（月額上限 4,900 円）。
※具体例　４月～３月まで在園し、４月～３月分までの間、おかず代として毎月 5000 円支払った場合

⇒　4,900 円×12 月＝ 最大年間 58,800 円給付されます

※給付対象は給食費のうち副食費（おかず代）のみです。そのため、実際に支払った給食費と給付金額が異なる場合があります。

年収３６０万円未満相当（①）に該当するかどうかの確認方法は？

➡年収３６０万円未満相当かどうかの確認については、給与所得者の場合、目安として、「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の通知書」により確認することができます。

下の計算方式に当てはまらない場合でも該当する場合があります。正確な判定は、申請後に教育委員会で税情報を確認して判定しますので、該当すると思われる方は、積極的にご申請ください！

（参考）市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書

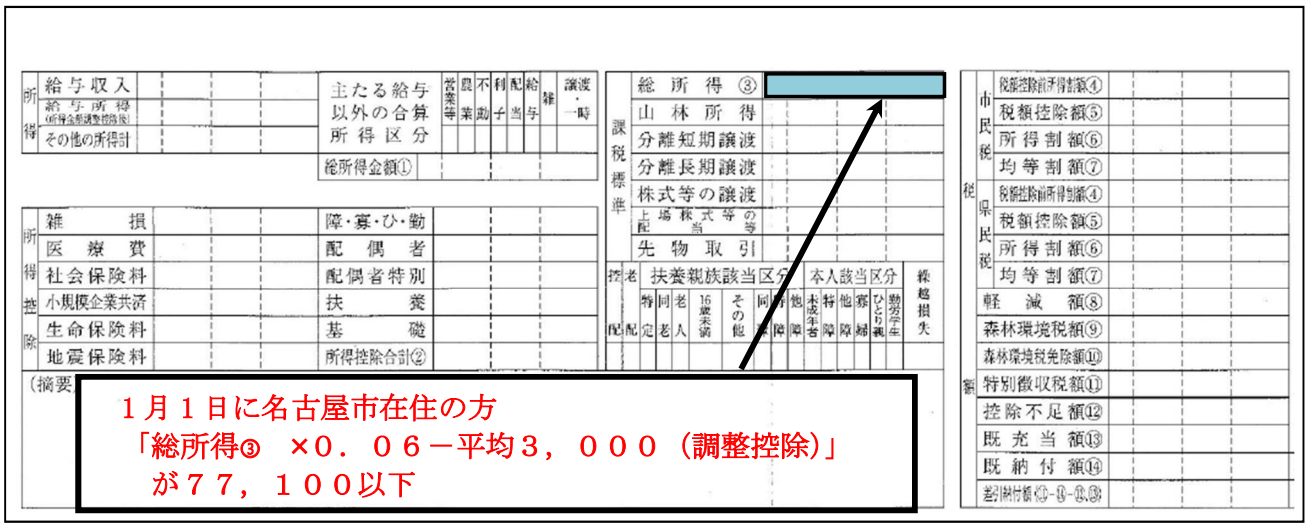

小学校３年生から数えて第３子以降の子ども（②）とは？

➡以下のとおり、小学校３年生よりも下の子どもで、３番目以降の方については、所得に関係なく対象となります。

※具体例　A：長男小５、長女小３、次女幼稚園→×

B：長男小３、長女幼稚園年長、次女１歳児→×

C：長男小３、長女小１、**次女幼稚園年長**→○

１番目　２番目　３番目

問い合わせ先

名古屋市子ども青少年局保育部幼保企画課

☎　052-971-1101